

松戸市教育委員会会議録

令和3年8月定例会

松戸市教育委員会会議録

令和3年8月定例会

開 会	令和3年8月5日 (木) 午後2時	閉 会	令和3年8月5日 (木) 午後4時55分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	武田 司	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 市場 卓	×	委 員 山形 照恵	○
	委 員 武田 司	○	委 員 中西 茂	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和3年8月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	渡部 優樹	21	〃 学校教育担当室長	須田 聖子
2	学校教育部 部長	西川 康弘	22	〃 栄養士長	大谷 葉子
3	教育企画課 課長	川野 康仁	23	教育研究所 指導主事	佐野 健太郎
4	〃 専門監	壁 和宏	24	教育財務課 課長	大川 典昭
5	〃 主幹	永淵 智幸	25	〃 補佐	松村 弘美
6	〃 主任主事	染谷 康太	26	〃 主幹	小河 孝紀
7	〃 主事	宮本 愛菜	27	〃 主任主事	美濃 真弥
8	〃 主事	山本 真優子	28	教育施設課 補佐	若井 敦史
9	社会教育課 課長	臼井 眞美	29	〃 補佐	渡邊 憲生
10	〃 美術館準備室長	橋本 欣之	30	市立松戸高校 校長	風戸 正
11	生涯学習推進課 課長	藤谷 隆	31	〃 教頭	杉宮 康文
12	スポーツ課 課長	塩路 猛	32	〃 教務主任	中條 圭一
13	学務課 課長	石橋 聡	33	政策推進課 課長	大竹 英貴
14	〃 補佐	鈴木 俊世	34	子ども政策課 課長	板花 克
15	〃 補佐	萩原 弥生	35		
16	指導課 課長	菊地 聖子	36		
17	〃 補佐	佐々木 亮	37		
18	〃 補佐	藤中 孝一	38		
19	〃 指導主事	川口 博史	39		
20	保健体育課 課長	久保田 昭彦	40		

令和3年8月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和3年8月5日（木） 午後2時より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 請 願

(2) 議 案

(3) 報 告 等

4 その他

令和3年8月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 請 願

請願第1号

教科書選定・採択に係る情報公開の推進に向けた検討を求める請願

…p1

(2) 議 案

① 議案第13号

松戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

(教育財務課) …p3

② 議案第14号

令和4年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について

(学務課) …p11

③ 議案第15号

令和3年度9月教育費補正予算について

(教育企画課) …p15

④ 議案第16号

令和4年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の

教科用図書採択について

(指導課) …p19

(3) 報 告 等

① 松戸ゆかりの画家 板倉鼎・須美子の作品の寄贈に伴う

一般公開について

(社会教育課) …p26

② 新型コロナウイルスに関する社会教育施設及び学校の現状について

教育長 それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に5名の方から傍聴したい旨の申出があります。今回の傍聴に関しましても、新型コロナウイルス感染症への対策として、傍聴の方用に別室に映像を映し、これを視聴していただくことといたします。傍聴の方々は、既に入室されております。

なお、これ以降傍聴の申出がある場合は、事務局への受付をもって別室への入室許可に代えることといたします。

本日、市場委員が都合により欠席されます。しかし、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定によりまして、本会議は開会することができます。

◎開 会

教育長 ただいまから令和3年8月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を武田委員にお願いいたします。

武田委員 はい。

教育長 よろしく申し上げます。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、請願1件、議案4件、報告等2件となっております。

このうち、議案第15号は、市長に対し意見を申し出る事項であって、市長の意思決定に関わる重要な事項に属する案件となります。また、議案第16号は、東葛飾地区西部採択地区協議会の選定結果を受けて、各市教育委員会で教育委員会会議を開催し、教科書を採択することになりますが、会議の開催期日は各市教育委員会の裁量となっておりますことから、本市も含め、各市の決定が相互に影響を及ぼすことなく採択を行うとの協議会の申合せを勘案する必要がございます。したがって、議案第15号及び議案第16号の2件の審議を秘密会と

してはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決を採らせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第15号及び議案第16号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第15号及び議案第16号の審議は秘密会といたします。

なお、議案第16号の結果につきましては、9月1日以降に公表することといたします。また、秘密会は議事録を取っていないところですが、議案第15号及び議案第16号につきましては、記録を残したいと考えております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、そのように取り計らいます。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、議案第15号及び議案第16号を秘密会にて審議することとなりました。

そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、報告等とその他につきましては、議案第15号及び議案第16号の前に審議したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、報告等とその他につきましては、議案第15号及び議案第16号の前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行は、本日は武田委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

◎請願第1号

武田委員 それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

初めに、請願第1号「教科書選定・採択に係る情報公開の推進に向けた検討を求める請願」を議題といたします。

本請願は、6月24日に提出され、受理したものであります。

請願書によりますと、松戸市情報公開審査会、令和2年度答申第1号における付言を尊重し、教科書選定・採択に係る情報公開の推進に向けた検討・見直しを進めるとともに、必要に応じて教科書選定及び採択に関して同一採択地区、流山市並びに野田市教育委員会と協議を開始することを求めるとのことです。

本請願について審議するに当たり、事務局より請願の趣旨に対する説明事項があればお願いいたします。

指導課長。

指導課長 では、よろしく申し上げます。

今、紹介がありました請願第1号「教科書選定・採択に係る情報公開の推進に向けた検討を求める請願」は、教科書採択に係る教育委員会会議の公開を含め、情報公開の推進に向けた見直しを進めるとともに、必要に応じて教科書選定及び採択に関して、同一採択地区の流山市並びに野田市教育委員会と協議を開始することを求める請願でございます。

請願書の中では、大きく2点の理由が述べられています。1点目としては、2019年に千葉県内のほかの採択地区の自治体等が教科書採択に係る教育委員会会議を公開していること。

2点目としては、文部科学省が毎年発出している「教科書採択における公正確保の徹底について」の中で、会議の非公開を一律に求めているものではないこと。採択基準、採択結果や採択理由等の公表に関し積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすこと。共同採択地区においては、構成する教育委員会として主体的に公表に取り組むことが示されていること。

以上2点を理由に、教科書採択に係る教育委員会会議の公開を含め、情報公開の推進に向けた見直しを進めるとともに、必要に応じて教科書選定及び採択に関して、同一採択地区の流山市並びに野田市教育委員会と協議を開始することを求めているものと思われま。

以上でございます。

武田委員 ありがとうございます。

これより質疑及び討論に入ります。

質疑及び討論でございますでしょうか。

請願というのは初めて、あまり見ないケースなんですけれども。

教育長 はい。今年度は初めてですね。

武田委員 理解としてはどのように。いつもの議案とはちょっと違う理解だと思うんですが。

教育長 理解。議論するときの考え方ということですか。

武田委員 そうですね。はい。

教育長 請願の仕組み自体には、教育委員会としての請願を受けたときのシステムとしては、実はまだまだ私たちのほうで議論しなければいけないところがあるなというふうに考えております。例えば松戸市議会のほうの請願の取扱いというのは、議員さんの紹介が必要だったりとか違うところがあるんですが、教育委員会においてはそういったものもないので、いろんな面からこうやって受けてみて、検討すべき課題があるなということは自覚をしております。内容については大事な教科書のこと、今回は大事な教科書のことですので、ぜひ皆さんから意見を伺いたいなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

武田委員 ご意見ございますでしょうか。

山形委員。

山形委員 山形です。

請願ということで、どのような意見の仕方がというのはいろいろ考えてはいたのですが、リアルタイムな情報公開というところが請願にありますけれども、それはなぜリアルタイムが必要なのかということと、教科書採択というのがとても大きな出来事だということを、私自身は委員になって初めて知ったような感覚があります。不勉強な部分が今まではあったんですが、委員になってみてその重責や、あとは意見をすることというのが、5年目ですけれども、毎回毎回このように緊張する中で教科書において個人が、あってはならないことだとは思いますが、こういうものを選定するときに教育委員会会議の委員は一人一人の個人が特定されていて、もちろんこの議題についても個人が特定されると思うんですけども、何かしら情報開示の中で個人が特定されるようなことや、あとは何か見えない圧力というか付度的なものではないですが、プレッシャーや何かがあることによって、本来子供たちにとってよかれと思って話し合われることというのが、話し合われなかったということがあってはならないということが1点考えているところです。また、この協議会の中でも検討というか、個々に検討してくださいという請願ですけれども、情報開示について文科省がこのような動きをしている、他市が公開をしているということに関して議論等は行われている、話し合いは十分されていたりだとか、そういうことがもしかしたら届いていく中であれば、検討というところも今後考えていくところにはなると思います。かなりセンシティブなことなので、今すぐ、じゃ動きましょうというようなこと以上に、議論を重ねる部分や、他市の公開している状況の情報収集等を始めることは、こういう請願という市民の方の思いを含めて受け取って検討はしていくけれども、急いでほかの市を巻き込んでするというのは、

もう少し慎重になってもいいのかなと思いました。

以上です。

もう1点、すみません、山形です。

武田委員 はい。

山形委員 あとリアルタイムで公開することでのタイムラグというのが発生して、今、3市で教科書を選定している中で、政令指定都市や各市でも1つの場所が、1つの市町村が教科書を選んでいる部分はあるんですけども、3市というところでの情報はどこが出て、どこが出ていないかというところでの足並みのそろえ方とかもあると思うので、その部分についても9月1日には全てのことが公開されるという私は理解をしているのですが、そこに待っていただくことがもしできるのであれば、発言する委員なども発言がしやすいのかもしれないとも考えました。というところが私の意見です。

以上です。

武田委員 ほかに何かご意見ありますでしょうか。

中西委員。

中西委員 私自身のこれまでの立場を考えたときに、情報公開はよりされたほうが良いというのは基本的なスタンスではあるんです。一方で、教科書の採択をめぐって静ひつな環境が必要だということも、重々これまでの経験から分かっています。実際に採択をめぐって大きな混乱が起きた現場自体も見ていますので、そういう意味で基本的にはしっかり情報公開をしたほうが良いと思うんですけども、この問題に関しては慎重に検討いただいたほうが良いのかなとも思います。議事録が追って公開されるということですので、それ以上のことはほかの自治体との兼ね合いもあると思いますので、請願が出て即それが、情報公開が良いんじゃないかという立場は取らない。ただ、しっかり検討はすべきだという立場であります。

以上です。

武田委員 伊藤委員。

伊藤委員 伊藤です。私も基本的には情報公開は、全般的にいろんな教育行政についても原則行うべきだとは思いますが、こういう教科書の選定・採択は非常にデリケートな、また、その背景にいろんな問題も抱えていますので、現にいろんな過去にもトラブルも起こってきていますので、やっぱりそういうものを避けるためにも、ある程度のこういう秘匿性というか、そういう原則どおりにはできない面もあるのかなというふうに思います。従って、

今後これがある程度の改善、何らかの改善をするためのいろんな検討はしても、そのほうがもちろんいいとは思いますが、一律にこういうような形で教科書選定・採択に係る情報公開を図るべきだという意見にはちょっと一概には賛成できません。

以上です。

武田委員 いろんな意見をいただきましてありがとうございます。

私自身も意見としましては、リアルタイムにというところがやはり引かかるというのが情動的な部分があります。それと付言ということで方向性としては皆さん、委員さんもおっしゃっていたように、情報公開というのを前向きに検討しているという傾向については、やはりほかの自治体等々の考えなども研究しつつ、松戸市も研究していかなければいけないのかなと思いますが、安易なことでの勇み足とかそういったことで、非常に繊細であるべき教科書採択に何らか違う、逆の意味での負の作用があるということはあまり望むところではないということと、あと共同採択ということで3市が関わっていることに皆様も懸念していたように、私もそのところが非常に気になるところで、この請願を一つの考えさせていただく初めの布石という形で、3市で平たい形でのまず意見交換というところから考えていくべきではないかなというふうに想像いたします。

ほかに何かご意見等ございますでしょうか。

(発言の声なし)

武田委員 ほかにご意見等ご質問ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

採決は、松戸市教育委員会会議規則第26条により挙手により行います。

請願第1号を採択することに賛成の委員の方は挙手を求めます。いかがでしょうか。

(挙手なし)

武田委員 では、挙手なしということで、このたびの請願第1号に関しましては不採択となりました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

◎議案第13号

武田委員 次に、議案第13号についてです。

議案第13号「松戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いします。

教育財務課長、お願いします。

教育財務課長 議案第13号「松戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明させていただきます。

松戸市では、将来的な行政手続のデジタル化等を見据え、市民サービスの向上等の観点から、市民等が行う申請等のオンライン化や内部手続のデジタル化を一層推進するため、現在押印を求めている手続の必要性について、松戸市における公文書の押印見直し指針に基づき見直しに取り組んでおります。

本議案につきましても指針内容を踏まえ、現在押印を求めている内部手続について職員の負担を軽減し、業務の効率化を図るため押印の見直しを行うこと、また、内部手続に係る様式であることから、文書番号欄につきましても併せて削除するものでございます。

それでは、本議案の説明をさせていただきます。

お手元の資料の4ページをご覧ください。

改正内容につきまして主に2点になります。記載のとおり様式の改正になりますが、1点目は押印欄の削除になりまして、様式第3号から様式第7号までの押印欄を削除するものでございます。

2点目は、申請書類等になります。第3号、第5号、第6号の2及び第7号様式中にある文書番号欄を削除するものでございます。

以上ご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

武田委員 議案第13号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご意見ございますでしょうか。

山形委員。

山形委員 山形です。

とてもよいことだと心から思っております。質問というか感想に近い形になるんですが、市の行政手続でも私は保護者なので児童手当等の書類が来るんですが、今年から判がなくなっております。ほかにも生活レベルのことですが、宅急便も判が要らなくなってまいりました。少しでも作業工程の負担がなくなることと、もう1点これは意見になるかもしれませ

んが、少しずつペーパーレス化もされていったほうがいいのかもしれませんが。今すごく情報の過渡期と流動期だと思うので、ハイブリッドな形でペーパーレスの方もいけば、こういう私たちが頂いている議事録や資料についても、ペーパーレスで可能な人もいけば紙のほうがいいということとか、文書の構成をするときに何かの文献で読んだんですけれども、紙のほうがエラーは見付きやすいというような文献がありました。

ただ、今のデジタルツールによっては校閲とやると、きちんとチェックをしてくれたりするシステムもあったりするので、テクノロジーを活用していきながら有効な時間を活用していくことが進むと思います。資源については地球環境の負担だとか、SDGs的な視点も含めて、教育委員会自体の事務局内とか何か保護者の方への配布物も、実は紙ではなくてメールのほうがしっかり読んでいる方のほうが多かったりとかもするので、その辺も今後変わっていくとは思いますが、また印鑑がなくなることで、今回の規則は昭和44年ということで50年たって本当に社会が変わってきていますし、テクノロジーも苦手だからとっている場合ではもうない時代になっているので、どんどん改変できるところは積極的に改変していただきたいなと思いました。

以上です。

武田委員 ほかにございますでしょうか。

中西委員、お願いします。

中西委員 中西です。

私、教育委員になってまだ数か月ですけれども、たしかスポーツの大会の本来なら教育委員も足を運ぶ可能性があるイベントについて、公印付で今回はコロナでやりませんという文書を郵送で頂きました。なおかつそれが無事終わりましたという文書も改めて頂きました。教育委員という立場では、そういうことも知っていなければいけないのかもしれませんが、この時代ここまでやるのかなというふうにそのペーパー2枚で痛感したところです。ですので公印を廃止する流れというのは必然的かなと思いますし、廃止することが目的ではなくて、それによって仕事の効率化をするということが大事なので、ああいう文書を判こを押して郵送されているということは、その間その仕事をされている方がいらっしゃるわけで、そういう意味で効率化を、今、山形委員がおっしゃったようにメールをもっと使うことも当然なんですけれども、目的は何かということをお忘れないうでいただきたいなと思いました。

以上です。

伊藤委員 今回の措置は教育委員会の内部のいろんな文書で、いずれもほとんどが宛先は教育

長で、各種申請や報告の起案に印鑑を押していたのを、そういう内部の非常に何ていうか口頭でも済むような、ただ、記録に残さなきゃいけないということで今あるものだと思いますのでそれからまず手始めにこういう押印をなくすというのが第1歩としていいんじゃないかなというふうに思います。だから今回第1歩としてやっていただくのは非常にいいのかなというふうに思います。

ただ、ちょっと1つ気になったのは、第7号様式で教育長宛てに私が管理している公印について何か事故が起きましたのでご報告しますという、公印というのはここには出てこないんですね。私の管理している公印というのと、公印管理者氏名のところにこれまで押されていた印鑑とは別のものだろうと思うんです。だから公印管理者の押すものは例えば伊藤なら伊藤という判こであり、今回、何かそういうトラブルが起こったという公印というのは別のものだろうと思うんですけれども、一体これ何の公印なのかというのは分かりにくいんですが。

武田委員 少し補足説明を。

教育財務課長 公印につきましては各施設の課長名とか、あと各学校長の公印なんかもありましてそれぞれ管理しております。今まで公印の紛失等の事故につきましては、これまで紛失等はありませんのでしっかりと管理しております。

以上でございます。

伊藤委員 ただ、そういう事故が起きたという報告を、起案した人の何ていうか署名だけでも判こはなくても大丈夫と。

教育財務課長 原則もう認め印につきましては廃止するという基準になっておりますので、はい。もう所属名が記載されていますので、把握できますので必要がないということでございます。

以上でございます。

伊藤委員 分かりました。

それから最後にちょっと1点。そうすると今回のあれによって、こういう内部で行われているいろんな書類に印鑑を押すものは、もうこれでなくなるというふうに考えていいの。外部に出したりなんかされるのはまた別だろうと思うんですけれども、こういう教育長宛てで何か内部で報告をしたり申請したりするもので、もうこういう印鑑を押すものは例外なく、ないということでしょうか。

教育財務課長 今、見直しに取り組んでおりますので、今回公印規則の一部につきましては押

印の、認め印によるものは廃止ということでございますので、それに従って今回改正をお願いしているわけですが、今、全庁的に認め印によるものの押印の見直しを行っているところでございますので、また必要があれば改正がされるものとなっております。

以上です。

伊藤委員 はい。

武田委員 いかがでしょうか。大丈夫ですか。

山形委員。

山形委員 山形です。

今の公印と今回、認め印を廃止するのは違う話という理解でよろしかったでしょうか。

武田委員 教育財務課長。

教育財務課長 すみません、もう一度。

山形委員 確認で、今回の議案は公印というよりも、書類の認め印を廃止するという理解でよろしかったでしょうかという確認です。

教育財務課長 はい、そうです。申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

武田委員 理解のほうはよろしいでしょうか。

山形委員 はい。

武田委員 いろんな公印等につまる別の話として、またペーパーレス化に着手して進めているだけであるとか、必然性がないかどうかというのをもう少し考えて、目的のないペーパーというのはいかがなものかという事など、いろんな意見を今いただきましたので、少しずつ時代感に合わせて進まれていくことと思えますし、ぜひそれを望みたいと思います。

議案第13号については、ほかにご意見等はございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

武田委員 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

議案第13号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

武田委員 ご異議がないものと認め、議案第13号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。お願いいたします。

◎議案第14号

武田委員 では、次に議案第14号「令和4年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長 学務課長の石橋でございます。よろしくお願いいたします。

議案第14号「令和4年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について」ご説明いたします。

令和4年度使用教科書の選定関係資料を、さきの定例会議後に事前配付させていただきました。

本件は、松戸市立高等学校管理規則第19条の規定に基づき、その採択をしていただくために提案するものでございます。

まず、ご説明に入る前に、大変申し訳ございませんが、さきの定例会議後にお配りした選定関係資料の訂正が2点ございます。

1点目は、インデックス1番目、一覧表のページをご覧ください。使用選定教科書一覧表でございます。

ページの下部、欄外の記載文中、「学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）」という部分がございますが、正しくは「学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号及び平成30年文部科学省告示第68号）」となります。差し替えをお配りしてございます。ご確認をお願いいたします。

2点目は、インデックス2番目、採択調査票のページを1枚進めると、表題が「令和3年度」新規選定教科書採択調査票補足資料となっております。この中の年度表記が正しくは「令和4年度」となります。同じ訂正箇所が次のページにもございますので、訂正をお願いいたします。校正が行き届かず、申し訳ございませんでした。また、選定教科書の追加に関連した資料の差し替えがございますが、それにつきましてはこの後、市立高等学校校長から説明がございます。

それでは、議案の内容についてご説明いたします。

選定関係資料のインデックス一覧表の1ページ目、様式1の1をご覧ください。「使用選定教科書一覧表」でございます。

右端2列目の「新規」に丸をつけた教科書が、今回、新規に採択の対象となる教科書でございます。したがって、新規欄に丸をつけていない教科書については、前年度以前に採

採られている教科書を継続して使用することになります。令和4年度の入学生から平成30年度に告示された新しい学習指導要領が実施されますので、1年次で使用する教科書は全て新規の選定となっております。

続いて、ページを1枚進め、様式1の2をご覧ください。

右端の「難易度」についてご説明します。

教科書の難易度については、各教科担当教職員の判断に基づいて、基礎的なものを「A」、発展的なものを「C」、普通を「B」と記載しております。例えばこの表の下から8番目の行にある「英語コミュニケーションⅠ」の教科書「CREATIVE English CommunicationⅠ」が「C」となっております。これは、近年の入学生の入試における成績や学習意欲に向上傾向が見られることから、普通科の生徒が使用する教科書ではありますが、若干高度な内容を含んだ教材として選定された教科書であるためです。

ページを2枚進め、「新規選定教科書採択票」様式2をご覧ください。

表右側の「採択の方針」欄は、インデックスの「方針」のページにある松戸市立高等学校で使用する教科書の採択に関する方針の各項目に、それぞれの教科書が適合していれば丸を記しております。

事務局で事前に調査した結果、全ての教科書が採択の方針に合致しておりましたことをご報告いたします。

ページを1枚進め、補足資料がございますが、今回、新規に選定した教科書について、新旧の状況を補足しております。先ほどご説明したとおり、1年次で使用する教科書については教育課程の改変に伴う新規選定であるため、「旧年使用教科書欄」は斜線となっております。

最後に、インデックス「理由書」のページをご覧ください。「使用教科書選定理由書」がございます。

本年度の選定から新学習指導要領の実施への対応として、選定の観点中、1、内容の(3)時代への適合にはICT活用の観点を、また、(4)生徒への適合には、生徒の多様な進路ニーズへの配慮を留意事項として加えております。

新規採択予定の教科書の中から、幾つかの例を示して具体的にご説明いたします。

インデックス「国語」から4枚ページを進め、5枚目のページをご覧ください。

科目名の「言語文化」は、新学習指導要領で新設された科目です。1、内容の(3)時代への適合にあるとおり、教科書の内容に関連したウェブコンテンツの存在を示したマークが

掲載されており、ICTを用いた学習を行うのに有効な教科書であるとして、GIGAスクール構想が進行する中での学習指導方法という観点から評価しております。

次に、インデックス5番目、「理科」の最後のページをご覧ください。

科目名「地学基礎」では、1、内容の（4）生徒への適合にあるとおり、大学入試共通テストに必要な力を身につけることができるだけでなく、理科を苦手とする生徒にも理解しやすいように配慮している教科書であるとして、生徒の多様な進路ニーズに対応する観点から評価しております。

このほか教科書の選定経過等につきましては、市立松戸高等学校校長からご説明申し上げます。

なお、質疑応答につきましては、市立高校校長及び教職員に対応いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

武田委員 では、引き続き。

市立高等学校校長。よろしくお願いいたします。

市立高等学校校長 市立高校校長、風戸でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど学務課長より、お手元の資料につきまして差し替えの説明がございました。本校での事務処理上の不手際がございましたのでおわび申し上げます。

お手元の資料で、「一覧表」という青いインデックスのついているページの2枚目をお願いいたします。

そのページの中頃、左側を見ていただきますと芸術がございます。

科目で「書道Ⅰ」がございます。現在、書Ⅰ・702、書Ⅰという教科書を選定してございますけれども、差し替えの資料で先ほどお配りしたものの2枚目、ちょうど同じ形の表がありますけれども、書道Ⅰ、書道Ⅰ・703、書Ⅰプライマリーブックというものが追加になっております。こちらは702の書Ⅰに付随する小冊子でありまして、一体となっているということで追記するよう県教育委員会の担当課より指示がございましたので、追加したものでございます。

その追加に伴いまして、以下の「選択調査票」それから選択調査票の補足資料、選定の「理由書」のほうにも、そちらの追記された書Ⅰプライマリーブックというものを追加してありますので、差し替えとして一括で先ほどお配りしたものになります。お手数をおかけしますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから教科書の選定経過についてご報告をさせていただきます。

お手元の資料、「経過報告書」という青いインデックスのついているページをお願いいたします。

令和3年5月10日付、松戸市教育委員会学務課長発文書「令和4年度使用教科書の選定について」依頼を受理いたしました。内容につきましては、松戸市立高等学校使用教科書の採択に関する方針及び選定の観点にのっとり、厳正に選定することなどの指導がございました。

また、ここには記載しておりませんが、例年5月に実施されています千葉県教育委員会主催の高等学校教科書選定連絡協議会というものが、昨年に続きましてコロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。それに代わりまして配付資料に基づいた音声付説明動画の配信があり、視聴したところでございます。

以上のことを踏まえまして、5月19日、本校教務部において選定の方針及び観点、選定の手順や手続、変更点などを確認し、各教科主任に連絡をいたしました。

お手元の資料の次のページ、青のインデックス「方針」の2、教科書の選定をご覧ください。

具体的には、こちらに示された各事項に基づき、できる限り多くの教科書を比較検討し、最も適切な教科書を選定すること。加えて、次のページになりますけれども、青いインデックス「観点」がございまして、こちらに示された選定の項目に基づいて、慎重に選定するよう指示をしております。

選定報告書のほうに戻ります。

5月19日から、各教科において教科書の選定作業を開始し、6月4日までに選定教科書一覧並びに選定理由書が作成され、各教科から教務部に提出されました。その後、教頭の指導の下、教務部において、提出された選定教科書一覧、関係の選定理由書等、適切であるかを確認しながら取りまとめ作業を行いました。

そして、6月16日、校長、教頭、教務主任及び教科書係で、各教科における選定教科書一覧、選定理由書、選定経過報告書等について内容を最終確認した上で、令和4年度使用教科書を決定し、6月17日、松戸市教育委員会に報告したところでございます。

以上ご報告申し上げます。よろしくをお願いいたします。

武田委員 議案第14号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご意見のある方。

山形委員。

山形委員 山形です。

3点ほど質問させていただきます。

今回も新規の教科書のところを中心に、決定した理由書のところを読ませていただきながら、質問したい、伺いたいところを抽出していきました。全体の中でコラムを多用しているという説明がかなり多くあって、教科書というものに、保護者委員なので子供の教科書もよく見たことはあったのと、5年目なので今まで小学校や中学校の教科書も採択のときに見せていただいたりした中で、割とコラムが活用していることを理由に教科書を選んでいらっしゃる部分がありました。コラムという表現が割と理科や社会というような、そのようなものの中でコラムの活用があるのかなと思ったら、数学や英語に関してもそのような表現がされていたので、コラムの活用というのを現場でどのように先生方は使われていらっしゃるのかというところを、少し具体的なところで知りたいなと思いましたのが1点目です。

2点目は、保健体育の教科書のほうで、理由のところには保体・701のページの(5)があるんですけども、妊娠・出産、加齢、健康については家庭科とも重点的な項目として扱われており、密接に関連していると思われるというところがあるのですが、家庭科は選択だったでしょうかというところの確認です。

最後に3点目で、情報I・703というところで高校情報のPythonというのがあります。これ2022年度からのプログラミング等に関わることなんですが、Pythonというプログラム言語に関して中学校との接続ではないですけども、中学校は今そもそもプログラミングがパソコンすることではなくて、論理的思考のためのプログラミング教育だとは重々分かってはいるんですけども、あまり聞き慣れないというか理解があれだったんですけども、他の県立高校などもプログラミング言語が使われているところが多いのかなというところを参考までに伺いたかったです。

この3点です。

武田委員 市立高校校長。お願いします。

市立高等学校校長 市立高校校長でございます。

今、山形委員より3点ご質問ございましたけれども、コラムについて「理由書」のほうに記載がありますけれども、現場のほうの活用として理科、社会では分かるけれども、数学、英語でもということですけども、私の専門は数学なんですけれども、やはりどの教科にかかわらず子供たちにいわゆる単元が変わったりするときに導入の部分であったり、あるいは

導入していったら今度それを発展するとき、その内容が数学であれば、この定理なりこの考え方がこういうところで世の中で使われているよという、やっぱりそういうものを示すことによって、日常の中での興味関心をさらに高めていくというところで、やはり子供たちに少しアイスブレイクではないですけども、そういう時間というところでのコラムの活用というのが、今、非常に先生方も力を入れていると思います。

続いて2点目ですけども、保健体育のほうの教科書、家庭科との関連で妊娠・出産、そういう記載ございますけれども、家庭科のほうでも家族計画だとかそういうところの家庭の問題がございますので、そういうところを見ながら、加味しながらやっているというところで、実際にほかの教科書で全く扱っていないということはございません。そういうところを踏まえながら関連づけて指導しやすい、あるいは効果的だろうというところでの選択になります。

続いて3点目ですけども、プログラミングは情報のほうで多少これまでと内容が変わりますけれども、Pythonとはいわゆるアルゴリズムですけども、私のほうが勉強不足でして、他校の県立学校でどうかという状況はちょっと把握しておりません。今回初めて新しい教育課程になりましたので、各学校がどういう形でのものを選んでいるかというところまでリサーチできていませんけれども、担当のほうでこれを絞るということではなくて、幾つか取り組みながら、色々なところをつまみ食いやっていくというところになりますので、手探り状態になりますけれども、今回はこういう形で選ばせていただいています。申し訳ございません。お願いいたします。

山形委員 ありがとうございます。

私の確認不足で家庭科については2年次に必須科目で書いていたので、ここの部分がより密接にこれから生きていく子供たちにとって、家庭力というか自分で自ら生きていくときの力や、ライフステージに関してタイミングで、自分でチョイスする、選択する力や知恵というところが密接に関わってくるなと思ったので、そこの部分の接続で他教科とも横断的な関わりをお願いしたいと思いました。アイスブレイクという使い方というところで、何か教育の本を読んでいたときに、学びの中で緊張が高いとやはり学びが入っていかない部分で、アイスブレイクの活用はすごく重要性が高いというものを何かの文献で読みました。数学でも実践的にこれ何で習っているのかなというのが、きっと私も学生時代に割と理系だったので、そういうのがこういうふう実践されるというところで、学びが広がっていくのをとても楽しみにしています。

プログラミングに関して本当に手探りの部分があると思いますが、これから育っていく人たちというのは本当にICTの活用が私たちよりも随分手際よくはできるんですが、仕組みとなった途端やっぱり苦手感とか、選択授業になるとは思うんですけども、興味関心の高さ低さの中でいろいろなものを、視野を広げていくような選択でぜひ市立高校さんでやっていることを、また見学等させていただけたらと思いました。

ありがとうございました。以上です。

武田委員 ほかにございますでしょうか。

中西委員。

中西委員 中西です。

私もこういう採択関連の審議というのは初めての経験なものですから、どういう流れで議論が進んでいくのかというところがよく分かっていない部分もあるんですが、この理由書を拝見しただけでなかなか全ての教科、この教科書がいいんだということが簡単には分からないと思うんですけども、その中で例えば「公共」ですけれども、新しい科目の「公共」について例えばなぜこの教科書になったのか、文章よりも何らかの形でお話いただく形でお聞きしたいなと思いました。

もう1点は、先ほど「情報」の話が出ましたけれども、教科「情報」は必修になってもなかなか専科で教えるということが限定されるというお話もありますので、子供たちにとって使いやすいということと同時に、教員にとってどうかという視点もあろうかと思うんですけども、不勉強ですみません、まず松戸高校の情報科がどういう形で授業を行われているのかは、ちょっと今知識がない中でお聞きしておりますが、その点も含めて教員の捉え方というのはどうなのかという、教員にとって使いやすい教科書という観点はあったのかと、その2つの科目について伺いたいと思います。

武田委員 よろしいでしょうか。

市立高等学校校長。お願いします。

市立高等学校校長 中西委員からのご質問で2点ございます。いわゆる新教育課程になって採用されることになっていきます「公共」についてというところ、それから情報での内容になりますけれども、まず、「公共」というもの教科、科目ですけれども、現行の科目「現代社会」というものが大きく変わって「公共」という形になりました。この辺、今までのものに対して、やはり「公共」ということで多様性だとか共通性あるいは倫理観、そういう事柄が今までの「現代社会」にはないようなところで加わっていたり、今までの「現代社会」ではいわ

ゆる政治経済、そういうものは引き続いて扱っています。また、新たな切り口として、今いろいろなところで言葉として我々も目にするようになっていて、子供たちにも触れる機会を与えています、いわゆる「持続可能な社会づくり」、そういうのもキーワードになって入っています。

そういうものを今回初めて見ながら、社会科のほうで検討をしながら、新しいそういう入ってきたものを教員側が教えやすく、また、子供たちも取っつきやすいであろうというところの観点で、本当に時間が短い中で選んでいます。毎年教科書採択というのは悠長な時間はない中でやっていますので、今回もやっぱりそういう中で教員たちの複数の中でのいろいろな意見を交わしながら、これがいいだろうというところで選んでもらっています。そこを受けて私たち管理職のほうとしても、そういうことであればということで選ばせてもらっていますので、ひょっとすると今年度初めてのものなので、来年やるときにはまた1年生は2年目になるので、変わる可能性も若干あるんだろうなど。継続して同じものをやりながら、教員がブラッシュアップしていくというのは当然なんですけれども、やはり初めてのものなので教育課程の改定が10年サイクルで来る、そういう節目でもありますので、そういうことも私なりには考えているところでございます。

続いて「情報」ですけれども、今までも「情報」は高校ではありましたけれども、内容のほうはやはり少し刷新していることになりますけれども、使いやすさということで子供たちの視点、それから教員側の視点というところで、ここは難しいところになります。「情報」が入ってから本校では中心としては情報モラルですね、そういうことをまずは大きく取り上げて、これはどこの教科書も情報に関しては入っています。情報モラルの視点、それから情報の収集の視点、それから情報をどうやって活用するのかという加工していく、データをどうやって自分なりに分析していくのか。それから、それらを発信するといういわゆるプレゼンテーション、そういうものが大きくありました。プレゼンテーションをやるにはいわゆるワープロの使い方、その辺が数年前までは中学校から上がってくる子供たちによりかなり格差がありましたので、毎時間授業の最初にワープロの練習なりを入れたりして、そういう取組をしながら授業に入っていく。その辺、多少差は埋まってきておりますけれども、まだまだ子供たちの中では基本的なスキル、技術においては差があります。

そこに今度は多少アルゴリズム的な、やっぱり内部的な構造についての事柄を教えていく。そういうことになりますので、これも教員にとっては一つ大きなハードルかなと思っていますし、子供たちも好き嫌いが出てくるんだろうなどということでも予想されますけれども、そう

いう状況を踏まえながら教員のほうでこちらを選びながら、我々のほうも話を聞きながらこちらに決定したところでございます。

以上になります。

武田委員 伊藤委員。

伊藤委員 伊藤です。

ちょっと細かいところも含めて全部で4点あります、1つは教科書採択調査票の補足資料なんですけれども、先ほど言及があったんですが、新しい教科書を選ぶのに教育課程の改変に伴う新規採択ですというような書き方が多いんですけれども、これ全部1年生のものについては全部そうなっています。それで2年生、3年生の「古典B」と「コミュニケーション英語Ⅲ」だけが、こういう理由でもってこういうものに変えましたということで、これは分かりやすく書かれているんですけれども、それ以外についてはいずれも教育課程の改変に伴う新規採択のみとしか書かれていません。各教科書会社も教育課程の改変というか変更に伴って、いろいろ教科書も変えられていると思うんですけれども、にもかかわらず全く新しい教科書を選ばれたのか、あるいはどういうところが教育課程の改変に伴った新規採択ということなのか、何かこういうところがこういうふうに変ったので全く新しくされたのか、あるいは従来の教科書なんだけれども、従来の教科書がこういうふうに変えられたので、採用されたのかとか、その辺のところの違いがもしご説明いただければというふうに思います。

それから、2点目が様式の1の2なんですけれども、「英語コミュニケーションⅠ」というのがあって、これ先ほどお話あったと思うんですが、「C」の評価で難易度がかなり高いということで、1年生の普通科でこれから使うんだと思うんですけれども、非常にその辺C評価でかなり意欲的に採用されるのかなというふうな感じがします。他方これに該当する2年生、3年生のものについては、「コミュニケーション英語」だと思うんですが、2年生と3年生はいずれもB評価で「LANDMARK」を使っているんです。今度1年生がその「LANDMARK」ではなくて、もっと内容が難しい「CREATIVE」の教科書にされるということは、今後この1年生が2年生、3年生になったときも「LANDMARK」に移るのではなくて、恐らく同じ系列の「CREATIVE」の教科書を使うということを想定されて、今回1年生から新しく変えられるという含みを持たせておられるのかどうかというのをちょっと確認したい。

それから、3点目が様式の1の3なんですけれども、「総合英語」のところなんです、国際人文科の1年生、これも2年生、3年生は今「LANDMARK」を使っていて、今回

1年生でまた違うもので、しかもC評価のちょっと難しいものを使われるということで、この場合やっぱり今度の1年生を高く評価されてのことなのか。これからもやっぱり今の1年生が2年生、3年生になると、これを同じように使っていかれるつもりなのかどうかという点です。

それから英語のC評価というのはどういう点、主に例えば使われている単語の数が多いということなのか、あるいは従来の1年生以上の何か文法的なもっと難しいのを入れられているのか、あるいは文章が非常に多いのか、どういうところがC評価になっているのかというのをちょっと知りたいということです。

それから、最後に同じ1の3なんですけれども、「国際政治・経済」なんですけど、3年生の国際人文科でこれは従来の教科書を使われるようなんですけど、あとの説明にも入っているんですけど、記述が非常に平易だとか視覚教材を取り入れているということで、何かちょっと私も見ていないのであれなんですけど、非常に平易というか簡単そうな印象を受けるんですけども、国際人文科の3年生というのはどこかに書いてあったんですけど、将来英語をいろいろな使って仕事をするとか、そういったような国際的な感覚を持っていくというようなそういう生徒を育てていく、あるいはもうそういう生徒に育ちつつあるというような認識を持っておられるのであれば、ここにある「国際政治・経済」というのはもっとB評価ではなくて、もう少しC評価に当たるようなものを使われてもいいのではないかなという、今後大学生あるいは就職されるにしても、何かちょっとそういうもう少し難しいものを国際人文科の3年生ですので、取り入れてもいいのではないかなという感じがするんですけども、その辺はどうでしょうかというその4点です。

武田委員 お願いいたします。

市立高等学校校長 伊藤委員から4点ご質問ございましたけれども、まず、1点目の新規の採択、新しい教科書があって教育課程の改変ということでのことは分かるけれども、ほかのところとの違いは何かというところで、いわゆる2年生、3年生につきましては従来の教育課程というところで、そこにのっとった教科書が脈々と検定を受けて、あるいは少し改訂されて出てきていました。今度の1年生というのは新教育課程に変わったことによって、やはり教育課程の目指すところ、目標なりがそれぞれの教科のほうで10年サイクルですので、内容が変わってきていますので、それに応じて教科書のほうもその部分が入り込んだり、あるいはなくなったりして大幅に見直しがされています。そういうことで教育課程が実際に変わるときというのは教科書が同時に変わるので、新たな出発というところでの選択になるという

ことで今までのものは使えなくなります。そこでどうしても、単なる教育課程の改変というよりも新学習指導要領による教育課程の改変という、これは全国一律で1年生はそういうふうになるということになります。

なので、本校は実は3年前に「市松改革」ということで教育課程を変えているので、それは学習指導要領の前の形の中で、本校が少し方向をきめ細かい学習だとか、単位制を入れようということでもいろいろ検討したので、そのときには教科書はその前後から使っているものが同じであって、子供たちの実態を見ながら少しランクを上げようかとか、あるいはこういう部分を付け足すために選択を変えたよという形でやってきました。

そういうことになりますので、補足資料なりご覧になって今、伊藤委員のおっしゃるとおり、教育課程の改変というのはいわゆる1年生で全部そこで変わりますよと。それ以外の2点に関しては、子供たちの実態が昨年の子供たちと今年の子供たちで若干違うので、少し視点を変えてみようということでは選ばせていただいています。

そのことがいわゆる2番目でご質問ありましたけれども、様式1の2、下から7番目ですかね、「英語コミュニケーションⅠ」は普通科で1年生全員必修になるものです。こちらがCランクということでもありますけれども、昨年までのものと多少変えているということになります。というのも子供たちの様子が、入試の様子だとかを見たりするところで多少、これは「C」というのも公的なものではないので、本校教員が見て幾つかほかと比べたり、昨年度と使っているのを比べて、難易度はややちょっと上かなというところでの判定になりますので、そういう中で少し上げてもらいたいというところで、新しく「CREATIVE English」を入れていると。そうすると当然来年、2年、3年になったら第一学習社さんのこの系統で、そこはやっぱり3年スパンで考えながら一応選んでいます。ただ、1年間やってみてのことです。

同じことが次の1の3の「総合英語Ⅰ」で、こちらは国際人文科だけ1クラスになりますけれども、こちらも変えているというところになります。これも同じような理由になりますけれども、ただ、先ほど「C」というのはどういうところでの評価、どういうものになっているのかとございましたけれども、私も教科内からの話なりを聞くと、やはり内容的なものが、分量が当然多くなっている。量的なものが多くなる。量が多くなるということは語彙が多くなって、そういうことになります。なので子供たちの予習復習なりのそういう消化が早くなないと、どんどん積み残されていってしまうかと思えます。

最後になりますけれども、「国際政治・経済」についてです。これも国際人文科の3年生

で開設しているものになります。これは国際人文科という1クラスで3年間の教育課程を考えたときに、ただ単に英語の語学だけの時間数を多くするのではなくて、国際人あるいは世界を見るということ、経済そういうことも含めて3年生で入れてあります。たまたま「B」という評価で来ていますけれども、伊藤委員おっしゃるとおりやはりそういうところでいけば、「C」ということでのもう少し詰め込んであげるという視点も当然必要かと思えます。その辺はまた持ち帰りまして、今年度はこういう形ですけれども、「C」という評価をすることがいいのかではなくて、そういうふうにならざる多面的に見たときに英語だけを難しくするだけではなくて、ほかでもそういう視点をさらに持ってほしいということで伝えていきたいと思えます。

以上になります。

伊藤委員 ありがとうございます。

武田委員 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

今の風戸校長の教えていただいたことで、「C」という評価が教員によって恐らく「C」であろう、「B」であろうというふうに変動したものであって、教科書会社から「C」でありますとか、「A」でありますとか言われているものではないということでは理解はよろしいですか。

市立高等学校校長 はい。

武田委員 はい。私もその点がすごく判然としなくて、いつも気になっていたところで、皆様のご意見が終わったので、私も1つだけ意見を言わせてください。

選択制に変わりましたようやく1年生からという仕切り直しの年度になりまして、今回の教科書選定というのは、非常に繊細に選ばれたのかなというふう勝手に想像しているんですけども、やはりさっき伊藤委員がおっしゃったように、選択して物を選ぶという教科を自分で好きに選ぶということから考えますと、やはり興味関心の強いものに対して少し難易度のあるものを選んで、より生徒たちの意思が強ければやっていけるのではないかなというふう想像するところで、先生たちの教え方等々もあるとは思いますが、ぜひチャレンジングをお願いしたいと思います。

あと、それを聞いてちょっと安心したのが、趣意書とか理由書じゃなくて中身のほうを見せていただくと、芸術のほうを見ていたんですけども、「B」という評価ですけれども、意外と内容はすごく充実していて、じゃ、「C」ってどんななのって私、興味をもって拝見

していました。恐らくほかの教科に比べてこういったものというのは、教え方いかんによって教科書云々ではない広がりというものができると思います。以前学校訪問をさせていただいたときに、音楽室から聞こえてくる合唱のレベルの高さに本当に驚いたというのが、これが選択制というものの効果なのかなというふうに改めて実感させていただいたので、今後の変化というものを楽しみに、ぜひ拝見させていただきたいと思っております。

以上です。

ほかにご意見等ございますでしょうか。

(発言の声なし)

武田委員 ないようですので、これもちまして質疑、討論は終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

議案第14号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

武田委員 異議がないものと認め、議案第14号は原案どおり決定いたしました。

説明者の方が入れ替わります。

◎報告等

武田委員 それでは、会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議事日程を変更し、秘密会の前に報告等とそのほかに移らせていただきます。

初めに、「松戸ゆかりの画家 板倉鼎・須美子の作品の寄贈に伴う一般公開について」です。

お願いいたします。

社会教育課長 26ページをご覧ください。

松戸ゆかりの画家 板倉鼎・須美子の作品が市に寄贈され、一般公開いたしましたのでご報告させていただきます。

7月定例教育委員会会議でご説明させていただきましたとおり、板倉鼎の妹の弘子様が令和2年8月28日にご逝去されたことに伴い、ゆかりの美術館3館とともに鼎・須美子の作品の寄贈を受けたものでございます。この寄贈に感謝の意を表するため、7月20日火曜日、午前11時から寄贈式を執り行い、寄贈者に感謝状の贈呈をいたしました。なお、寄贈式につきましては報道機関の取材がございましたので、後ほどお手元の資料をご覧くださいと存

じます。

その後、午後0時30分から4時まで市役所新館5階市民サロンにおいて、寄贈いただいた作品の一部、16点を展示し一般公開いたしました。半日という非常に短い時間でございましたが、100名以上の方がご来場されました。来場された方からは、とてもよかったのでほかの作品も少しずつでも頻繁に見せてほしい、作品の基になった素描と完成作品の比較を試みたかった、次はいつ見られるのですかなどのご意見や感想をいただき、大変好評でございました。このようなお声も踏まえまして、今後寄贈いただきました作品につきましては保存状態が悪い作品の修復を施しながら、展覧会等に出品してまいりたいと考えております。

以上ご報告とさせていただきます。

武田委員 続いて、「新型コロナウイルスに関する社会教育施設及び学校の現状について」をお願いいたします。

生涯学習部長。お願いします。

生涯学習部長 それでは、私のほうからは社会教育施設の感染対策に伴う対応などについて、本日時点でのご報告をいたします。

ご案内のとおり、まん延防止重点措置から緊急事態宣言に切り替わり、新型コロナウイルス感染につきましては依然として心配的な要素となっております。

資料は裏表A3のもの1ページ、左上に大会、イベント講座等の実施状況と記載したものをまず見ていただきたいと存じます。赤く記載した部分が更新しているものでございますが、そこを中心にご案内申し上げます。

初めに、大きな1段目、博物館でございます。そのうちの4段目、こども体験教室につきましては、親も楽しむ勾玉づくりを記載の日時、場所、定員で実施いたします。

続きまして、その下、博学連携等につきましては博物館でアートと、それから博物館館内公開ということで博物館の裏側等の見学を記載の日時、場所、定員で実施済み及び実施予定でございます。

次に、その下の大きな段、生涯学習推進課でございます。2段目の青少年向け講座につきましては、夏の青少年教室は5講座実施済み、1講座中止、8講座実施予定で、中高年向け講座は1講座実施中となり、「夏休みの遊び基地」は5プログラムが実施済み、7プログラムが実施予定でございます。

次に、その下の大きな段、社会教育課でございます。松戸の作家の紹介講座を令和3年11月23日に実施する予定でございまして、講師には松戸市在住の友禅染作家の中澤英高氏をお

招きする予定でございます。

次に、その下の大きな段、図書館でございます。8月につきましては小さい子のためのおはなし会、市民センターおはなし会、「絵本はじめのい〜っぽ」は記載の日程で実施する予定でございますが、依頼おはなし会につきましては記載のとおり予定をしておりましたが、残念ながら中止といたします。

次に、一番下の段、戸定歴史館でございます。戸定邸屋敷内芝生一般公開日、これ庭に下られる日なんですけれども、毎月10日、20日、30日で実施しております。

次に裏面をお願いいたします。施設の運営状況でございます。

大きな1段目、文化会館大小ホールのうち大ホールにつきましては、1,995名定員のところを970名以下に制限しておりますが、チケット販売済みの公演、無観客ライブは除くものでございます。小ホールにつきましても、516名定員のところ253名以下に制限しておりますが、同様の例外もございます。

次に、大きな3段目、市民劇場ホールにつきましても、332名定員のところ166名以下に制限しております。同様の例外もございます。

次に、中段やや下、スポーツ施設の屋内施設につきましては、オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地の会場としておりました柿ノ木台体育館、運動公園陸上競技場及び武道館会議室につきましては、記載のとおり無事終了いたしました。

続きまして、その下、屋外施設といたしまして、屋外プールの開放は運動公園、新松戸プールでございますが、人数制限ありの予約制としております。運動公園の50メートルプールは80人、子供用プールは35人、新松戸プールの50メートルプールは80人、子供プールは15人としております。

最後になりますが、前回のご報告と同様に、感染状況の変化やワクチンの接種状況などにより急遽の制限、また、逆に緩和も予想されますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上、報告といたしますが、前回、家庭教育の関係で山形委員のほうからご質問をいただいていたので、所管課長の生涯学習推進課長、藤谷よりちょっとご報告させていただきますので、いましばらくお時間を頂戴したいと存じます。

武田委員 お願いいたします。

生涯学習推進課長 それでは、お手元の家庭教育学級、MCR学級の実施状況についてをご説明させていただきます。

ご質問いただきましたMCR学級につきましては、毎年全小学校45校に開設しております

小学校家庭教育学級に加えまして、昨年のコロナ禍の中で何とか家庭教育学級を継続したいという思いの中から始めた取組でございます。

令和3年度から新たにMatsudo child-raising classという名称で、市内在住の小中学生の保護者であれば、誰でも参加できる学びの場として開設しております。各小学校の家庭教育学級とは、言わば車の両輪のような位置づけとなっております。したがって、主な活動目的や対象については重なるものでございますが、異なる部分といたしましては、学校あるいはその中学校の保護者等も同時に対象として一緒に学ぶことができる形になってございます。既に募集をしております、現在随時募集中でございますが、7月15日現在で130名の方々がご参加いただいております。全市的な取組でございますので、実施方法につきましてはオンライン座談会、あるいは集合型オンラインの講座等あるいは情報提供などの方法、様々な多様な形をトライしてまいります。スケジュールは以下のとおりです。

オンライン開級式・座談会については先日7月6日から8日の3日間にわたりまして、オンライン座談会を開催いたしました。延べ13名の方にご参加いただきまして、座談会で様々なご意見、ご感想などをいただきましたが、総じて今後もこうした学校や学年を越えた学級生による交流や、座談会に参加したいという声がありました。こういったご意見も踏まえまして、様々なご意見をいただきながら、より良い自立した学びが進めていただけるように改善を図りながら、事業を継続してまいりたいと存じます。

以上でございます。

武田委員 学校教育部長。

学校教育部長 それでは、学校における新型コロナウイルス感染症報告についてお願いいたします。

まず、7月31日までの報告ですが、1点、すみません訂正をお願いします。陽性者数の7月の合計ですが、127件ではなく137件です。申し訳ございません。訂正させていただきます。よろしく申し上げます。7月の合計件数が127件と記載しておりますが、137件の間違いです。申し訳ございませんでした。

それでは、資料に基づいて説明させていただきます。

まず、学校からの報告数のほうは262件です。6月より大分増えている状況があります。

続きまして、陽性者のほうは先ほど申しましたが、全部で137件になります。内訳につきましましては、児童が15件、生徒が25件、職員が3件、同居人が94件ということになります。

続きまして、学級閉鎖等になりますが、7月学年閉鎖が4件、これは4件とも小学校です。また、学級閉鎖等は8件になります。小学校が6件、それから中学校が2件、それから部活の閉鎖ということで9件、これは中学校の部活動の閉鎖ということになります。夏休みに入ってから部活動の閉鎖ということで9件になります。大会関係が3件になります。施設は1件ということになります。

続きまして、7月の学習支援を要する児童生徒数ですが、小学校が15人、中学校が3人ということになっております。学習支援の方法につきましては、先月の報告でさせていただいたことと同様ですが、家庭訪問して教材を届けている、また、学習課題の配付と回収、あと児童生徒が取り組んだ内容の添削等を行っております。あと、定期的に家庭訪問できない家庭については電話連絡、また、学習状況の進捗等を確認しております。あとeライブラリーの活用、あと作品の添削等を行っております。あと、みらい分校のほうで、この間視察に行かれた武田委員さんから報告ありましたが、Microsoft Teamsを使つてのオンライン学習をみらい分校のほうでやっているという報告を受けました。あと個別の学習計画を立てて対応していたり、また、放課後の時間等で生徒が来やすい時間帯に登校させるという手だてを講じております。

学校は7月21日より夏休みに入りましたが、人流の増加やデルタ株の拡大等により全国規模での感染拡大が続いており、松戸市においても同様な広がりが見られております。このような状況下で緊急事態宣言も発出されました。松戸市内小中学校におきましても、児童生徒の感染例が増加している状況でありますので、児童生徒におきましてもさらなる注意が必要な状況となっております。夏季休業中におきましても、感染拡大防止に努めるよう各学校に注意喚起のほうをこちらから指導しております。

以上報告です。

◎その他

武田委員 そのほかはよろしいですか。

委員の皆様からは何かご報告等ございますでしょうか。

山形委員。

山形委員 山形です。

今の聞いたところでの感想と意見を述べさせていただきます。

生涯学習部のほうの流れの中で、かなりコロナが増加していく中でも親子のプログラム等もやっていたのですが、子育て支援課のほうで私が市で関わっている子育て支援の相談事業のほうを、中止または延期またはオンラインか電話というような切替えの指導が入ったんです。つい先日だったんですけれども、状況が厳しくなっているため、中止されている部分もオンラインの代替や、もともと開催するときにオンラインにすぐ切り替えられるようなご準備も今後、今検討されてはいらっしゃると思うんですけれども、ぜひ切替え等々の準備も積極的にしていただけたらなと思いました。プールの人数について大変申し訳ないんですが、運動公園、和名ヶ谷のプールは行ったことあるんですけれども、80人は割と多いと思ったんですが、プールの入場制限はどんなふうな決まりがあるのか、お伺いできたらなと思いました。

MCR学級について詳しく説明をありがとうございました。松戸市は働く親子に優しい、共働きしやすいまちナンバーワンという形で、各メディアにも取り上げられているところがあるので、保護者の方で就労しているご家族が多いと思います。なのでオンラインで座談会をしてほかの保護者との対話をすることや、ほかの学校や、小学校と中学校の保護者の交流はどうしたらできるのかなというときに、ご兄弟や習い事を積極的にされている方は交流関係が広がるけれども、今それもだんだんプールの見学すら親たちは密になってはいけなく、帰って本当に送り迎えしかしていないような状況であります。オンラインで座談会をもっと積極的に、それこそ土日でもし可能であれば開催とか、これは働く方には大変申し訳ないかもしれませんが、土曜日の夜とか金曜日の夜とかそういうときに1時間だけと、今まで参加ができないような保護者の方も、もしかすると参加できるのかなと思って伺って聞いておりました。

学校教育部のほうで夏休みですが、部活動等々で感染が広がる中でかなり大変ご苦労があるとは思いますが、引き続きお願いしたいのと、私のほうでタブレットの持ち帰りのほうをさせていただきました。学習支援のほうで必要なお子さんがいらっしゃったら、在宅でTeamsを使って、それこそ暑い中、時間外に通学してというところの負担感なんか考えると、もしよければそういうもののオンライン化も実証実験等、少しずつ広がっていくのがいいのかなと思いました。また、熱中症対策のほうについてもご配慮いただいているとは思いますが、引き続きマスクをして部活動をするのはすごく厳しい状況ではあると思います。でもしないと難しいしというところで、現場の中ではすごくご苦労があるとは思いますが、本当に子供の命を大事にしていかなきゃいけないなと日々痛感しております。

すので、ぜひご配慮のほうをよろしくお願いします。

生涯学習部のほうでプールのこと、人数制限のことについて、もし何か根拠とか何かありましたら教えていただけますでしょうか。

生涯学習部長 正直申し上げまして近隣市でプールを開放しているところって実は少ないです。

松戸市は生涯学習部所管のプールに関して、一定のルールを持って開放しているわけなんですけれども、これは、やっぱり人気なんです。

山形委員 そうですよ。

生涯学習部長 はい。それで時間を何時間やったら休憩して入れ替えるとかということをやっておりますので、そのたびごとに人数を制限して行って、予約を取ってそれ以上は入れないというやり方をしているんです。それが記載した人数、80人とか35人とかということでありまして、一見多いように見えますけれども、ちゃんとみんなルールを守りながらやっているの、特段にそこで感染が出たとかクラスターが出たとかという事象はございません。今後とも注意しながらやっていきたいというふうに思っています。

山形委員 お願いします。ありがとうございました。

武田委員 ほかにございませんか。

中西委員。

中西委員 報告ですが、一昨日、教科指導員研修会の講師を務めさせていただいて、150人ほどですか、急遽オンラインに変わってしまったので、T e a m s で反応がよく分からないんですけれども、情報活用能力についてのお話で大学生の実態と伺いますか、そういうことも含めてお話させていただいたんですが、アンケートで回答もしていただくということになっているので、具体的には次回少しお話できるかなと思います。

以上です。

武田委員 では、次回のときにご報告いただけるということで。

中西委員 はい。

武田委員 ほかにないですか。

では、私のほうから1点ですが、先ほど社会教育課のほうからもご報告いただいた、板倉鼎・須美子の作品寄贈に伴う一般公開ですが、私も見てまいりました。大卒は触れていただいていたので、この報告書に書いてあるとおりなんですけれども、新聞等にも事前と事後と、ここ3紙って間違えて書いてありますけれども、実際は31日の朝日新聞も含め4紙に掲載されるなど、割とすごくメジャーな作家というには少し1歩手前というところであるにもかか

ならず、かなりなメディアに取り上げていただいたことにむしろ驚いているぐらいでございます。

それよりも一番私が申し上げたいと思っている部分が中段のところでした、ご遺族様から作品の寄贈を受けるという事案は、実は結構多いです。ですが、全作品を請われる形で収蔵していただけるということは、非常に珍しいということをもっと知っていただきたいと思いません。

また、今回は弘子さんという妹さんがずっと長らくお持ちであったものを、数も大分多かったです、当市が美術館というものを持っていないということから、美術館準備室の学芸員がかなりご努力されて千葉県立美術館と千葉市美術館、あと大川美術館、その3館と連携して分配した形での寄贈の引受けというものを企画してくださいました。これは何の意向があったかというところも新聞にも書いてありますが、例えば千葉市の今でいう県立千葉高校に板倉鼎が通っていたという経緯やゆかりなどもあって、今後、展覧会を企画していく中で一番連携しやすいことから千葉市美術館に収蔵を依頼するなど、もくろみを持ってこの3館を選ばれたということでございます。

作品というのは収蔵されればよいというものではなくて、ただ収蔵しているだけで公開されていない美術品のことを言葉はよろしくないのですがよく死蔵といいます。これが一番悲しい、作家にとっては一番悲しい話で、引き受けたからには公開に向けての努力というものは非常に重要で、常設という形が取れない松戸市においては、なおのこと市民の皆様の記憶に残るような何か顕彰の方法というものを、必然の課題として模索していく必要があると私は感じています。

裏面に余談なんですけどということで書かせていただいたんですが、新聞紙面にも書いてあるんですけども、板倉鼎と須美子夫妻が戸定邸にも歌碑があるたくさん歌を寄せています。与謝野晶子さんご夫妻とご縁がございまして、ご結婚のときに媒酌人をしていただいているんです。それは須美子さんのお父様がロシア文学の第一人者だったという経緯等々があることなのですが、偶然にもというか松戸に文化の足跡を残している、同時代の芸術に関わる両者が私的な上でも交流があったということは、今、戸定邸にすごく力を入れている松戸市としては、大いに活用してPRしていくべきではないかなというふうには、いい材料ですので想像いたしました。ちょっといろいろ長々書いてあるのでぜひ読んでください。よろしくお願いいたします。

(「ありがとうございます」の声あり)

武田委員 以上です。

◎議案第15号、議案第16号

武田委員 では、引き続きまして、議案第15号「令和3年度9月教育費補正予算について」と議案第16号「令和4年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書の採択について」の2件を議題といたします。

冒頭で教育長がお語りしましたとおり、議案第15号及び議案第16号の審議は秘密会となりますので、教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員はご退席をお願いいたします。

また、別室のモニターへの回線を一旦切断いたします。

お残りいただきます方を申し上げます。学校教育部長、以降指定する職員は、各議案で入替えをお願いいたします。

議案第15号におきましては、生涯学習部長、教育企画課長、教育企画課専門監、生涯学習推進課長、学務課長、学務課長補佐、保健体育課長、保健体育課学校給食担当室長、保健体育課課長補佐、教育財務課長、教育財務課課長補佐、教育施設課課長補佐、政策推進課長、子ども政策課長。

議案第16号におきましては、指導課長、指導課課長補佐、指導課指導主事、教育研究所指導主事、以上となります。そのほかの方は退席していただきます。

説明員の準備が整うまでしばらくお待ちください。

(指定職員以外の職員退席)

(以後、秘密会)

武田委員 それでは、教育委員会会議を再開いたします。

議案第15号「令和3年度9月教育費補正予算について」ご説明をお願いいたします。

教育企画課長。

教育企画課長 議案第15号「令和3年度9月教育費補正予算について」をご説明申し上げます。

本件は、令和3年度9月教育費補正予算について、9月定例市議会に議案提出するよう、市長に申し出るものでございます。

初めに、歳入についてご説明いたします。

お手元の議案第15号資料16ページ、最下段、担当課補正予算額の合計をご覧ください。

歳入補正予算額は、742万7,000円でございます。

No. 1 文化ホール管理運営事業の補正額242万7,000円につきましては、松戸市文化ホールが千葉県新型コロナウイルスワクチン集団接種会場となり、千葉県と教育財産目的外使用料の徴収について協議が整ったため予算計上するものです。

続きまして、No. 2 小学校教材等整備事業の補正額500万円につきましては、ふるさと納税による学校教育推進事業への寄附があったため、予算計上するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

お手元の議案第15号資料18ページ、最下段、担当課補正要求額の合計をご覧ください。

歳出補正要求額は、3億8,882万4,000円でございます。

それでは、資料17ページに戻りまして、各所属の要求について順次ご説明いたします。

No. 1 小学校管理運営事業の補正額5,182万6,000円及びNo. 2 中学校管理運営事業の補正額1億1,127万1,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として修学旅行等を延期または中止した場合の企画料や、旅費のキャンセル料を助成し、保護者への経済的な負担軽減を図るものでございます。

続きまして、No. 3 教育研究指導費の補正額797万円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止策により使用を中止している鍵盤ハーモニカの代替品として、ミニキーボードを購入するものです。

続きまして、No. 4 教育情報化推進事業の補正額6,905万3,000円につきましては、令和4年度から開始を予定しております学校給食費の公会計化に伴い、学校給食費の収納及び債権管理を行うため、現行の学校事務支援システムや財務管理システムの改修等を行うものです。

続きまして、No. 5 小学校給食管理運営事業の補正額50万7,000円及びNo. 6 中学校給食管理運営事業の補正額25万8,000円につきましては、学校給食費を徴収するために必要とする口座振替依頼書や納付書、封筒を印刷するものでございます。

続きまして、No. 7 小学校教授用消耗器材等整備事業の補正額132万9,000円及びNo. 8 小学校教材等整備事業の補正額367万1,000円につきましては、歳入のNo. 2 でご説明させていただきました寄附金を使用しまして、小学校へ消耗品、備品を購入するものです。

続きまして、No. 9 小学校施設維持管理事業の補正額8,274万8,000円及び1つ飛ばしまして、No. 11 中学校施設維持管理事業の補正額4,782万8,000円につきましては、学校における施設整備の保守点検等において、早急に改善を求められている事項について安全確保を図る

ため緊急に修繕を実施するものです。

続きまして、順番が前後しましたが、No. 10小学校施設維持管理事業の補正額1,236万3,000円につきましては、学校予定地に県立児童相談所を建設するに当たり、用地の確定測量を行うものです。

最後に、債務負担行為についてご説明いたします。

債務負担行為は2会計年度以上にまたがって経費を支出する必要がある、将来の財政負担を伴うものです。

お手元の議案第15号資料、18の2ページ、最下段、限度額をご覧ください。

小学校施設維持管理事業の債務負担行為の限度額2,959万円につきましては、梨香台小学校の屋外非常階段及び新松戸南小学校の屋内消火栓ポンプの老朽化による改修工事を行うため、令和3年度から令和4年度までの2年間で要求するものです。

ご説明は以上でございます。

なお、質疑につきましては、各担当課から説明させていただきたいと思っております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

武田委員 議案第15号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

伊藤委員 まず、最初の歳出の1と2なんですが、これは修学旅行のかなり高額なキャンセル料を補填する形になると思うんですが、これは企画料とか当然キャンセルすればキャンセル料がかかるんですけども、タイミングによってかなりキャンセル料の値段が違うと思うんですが、今回補正で要求されておられるのは、どの段階の金額を要求しておられるのかというのがちょっと知りたいのが1つです。

それから、ふるさと納税でいろいろ小学校へ備品が配備されるというのは、これは特定の学校なのであまりここでは明らかにしないほうがいいというか、そういう配慮があるんでしょうか。

それから、18ページの小学校の維持管理で、保守点検で指摘を受けて早急にやらなきゃいけないということで上げられているのですが、どんなものが中心で例えば塀が壊れているとか、建物のどこかが傷んでいるとか、いろいろあると思うんですけども、どういうものが一番多いのかという点と、それからこれだけかかるということで担当課が要求されたのに、実際に補正要求として認められたのはかなり減額されていると思うんですけども、その場

合の対処はどういうふうになるのか。やはり優先度が低いものは後回しにせざるを得ないということになるのでしょうか。

武田委員 以上3点ですね。お願いします。

学務課長。

学務課長 学務課長の石橋と申します。

初めに、1点目のご質問でございますけれども、こちらにつきましては本市、宿泊を伴う学習ということで修学旅行または林間学園等を想定しておりますけれども、こちらにつきまして本年度は市としては一律中止とはせず、学校の計画に合わせまして子供たちの思い出に残る大変貴重な体験活動になりますので、実施の方向で考えているところでございますが、緊急事態宣言、また、まん延防止等重点措置等が発出された場合に、やむなく中止、延期等をおかけた場合に保護者負担等を助成するというような方向で、市のほうで検討しているところでございます。

ご質問にありましたが、積算の基礎といたしましては、中止をする場合に期間によってやはり違うんですけれども、現在積算しているのは旅行開始日の7日目に当たる日以前の解除である20%のキャンセル料で積算をしております。それでキャンセルした場合には、企画料プラス旅費の20%がかかるのは7日前までということになりますので、それを全校林間学園と修学旅行1回当たりで計算をさせていただいています。7日の理由につきましては緊急事態宣言とまん延防止等、ニュース、報道等で発出が予想される約1週間ぐらい前には大体その後の様子が分かるということで、20%で積算させていただいているところでございます。

以上でございます。

武田委員 施設課課長補佐。お願いいたします。

教育施設課長補佐 18ページの学校管理費の中で、施設設備の保守点検等において指摘を受けると、早急に改善を求められる事項の具体的なものにつきまして、保守点検を行っている設備としましては、自家用電気工作物や自動火災報知設備、また、浄化槽設備などがございます。保守点検により不良箇所がありますと、指摘事項として報告がありまして、それについて修繕にて対応をしております。

また、学校からの要望の中で早急に改善を求められる事項などもございます。そういったものは校舎の雨漏りや建具などの建築関係の不具合、それと照明器具、コンセント、放送設備などの電気設備関係の不具合、また、トイレや給食室などの衛生設備関係の不具合などが

ございます。

もう1点、減額された場合にはどうするかということでありまして、減額された場合には優先順位をもって、優先順位が高いものから順に対応していきたいと考えております。

以上であります。

武田委員 次はふるさと納税の。

教育財務課長。

教育財務課長 先ほど歳出の7番、8番でご質問がありましたが、関連がございますので、歳入の小学校費寄附金の500万円につきましてご説明させていただきます。

これにつきましては、市民の方よりふるさと納税学校推進事業への寄附がございました。寄附者のお孫様が現在松ヶ丘小学校に在学中でございまして、学校にお世話になっているお礼にということで、松ヶ丘小学校で活用していただきたいとの申出がありますので、これを受けするため歳入として補正を行うものでございます。

歳出7番の小学校教授用消耗器材等整備事業、132万9,000円につきましては、寄附者のご意向が松ヶ丘小学校でということでございますので、学校長にその旨をお伝えしまして学校内で使い道を協議していただいた結果、全児童にその恩恵が還元できるものとしまして、机の奥行きを10センチ拡張することができるデスク天板拡張器具を全児童分、小学校へ配備するための消耗品として要求しているものでございます。

続きまして、No. 8の小学校教材等整備事業、補正要求額367万1,000円につきましても、松ヶ丘小学校で使い道を協議していただいた結果、児童が授業等で活用できる楽器のメタロフォン、マリмба、また、スタックテーブル、テントを小学校へ配備するための備品購入費としまして要求しているものでございます。

以上でございます。

武田委員 ほかに。

中西委員。

中西委員 中西です。

歳出の18ページの10番ですけれども、梨香台第二小学校予定地に県立児童相談所を建設する云々の話なんです、これ児童相談所ができるという話があるというのはこの場であれば雑談の場でしたでしょうか、教育長から伺ったわけですが、小学校の予定地ということと関係性がちょっと私はよく分かっていないんです。松戸市の土地に県立の児童相談所を

造ることになるんですか。その辺。

生涯学習部長 ちょっと経緯をご説明いたします。

この土地は松戸市が所有しています。それで、学校の予定地としておりました。したがって、いままで教育財産でございます。これを教育財産のままでは千葉県の方に貸出しができないので、普通財産に戻そうとしています。そのためにまず測量して大きさをきちっと測ると。その上で県に貸出しして金額を決めて、これは財務部のほうになっていくんですけども、お金をもらっていくという作業の準備作業ということで、ご理解いただきたいと思っています。

中西委員 小学校はまだここにはできないということでしょう。

教育長 一応かなりの先を見込んで、実は中学校ももう一つ予定地の確保はあるんですが、両方ともこの少子化の中で恐らく実際にはできないだろうということです。

中西委員 分かりました。

武田委員 ほかに。

山形委員。

山形委員 山形です。

2つ質問です。

3番の教育費の中の教育研究指導費のミニキーボードとあるんですが、これ教育研究費となっているので、今すぐ全部入れるのではなくて、これはどんな形で導入するというのを教えて下さい。今だと鍵盤ハーモニカは保護者が買っていると思うんです。多分幼稚園の方だと大体持っていて、そのまま小学校に持っていったような流れがあったんですが、これは何かそういうふうに鍵盤ハーモニカじゃなくて、ミニキーボードに環境をシフトしていくのか、もしくは教育研究費と書いてあるので研究所の支援級の子供たちなのか、その辺がどんなふうにミニキーボードを購入する経緯とか中身を教えていただきたいのが1点です。2点目は4番の給食のシステムに関して割と金額は大きいのでどんなものか教えていただきたいです。この2点です。

武田委員 給食担当室長。お願いします。

保健体育課学校給食担当室長 給食のシステムの改修費用の内容についてですが、現在使用しております学校事務支援システムの献立システムの改修、給食費の徴収管理、債権管理機能の追加、口座振替データをパンチングする費用、あと運用テスト費用、あと口座振替に伴います金融機関のシステム改修費用などとなっております。

以上です。

教育長 その前段階としての公会計化の話もしてください。

山形委員 そうですね。公会計化ですよ。

保健体育課学校給食担当室長 前回の教育委員会会議でもお話させていただいたところですが、令和4年度から学校給食費の公会計化を今検討して進めておりまして、それに伴いまして給食費を保護者から市が直接徴収するために改修を加えるものでございます。

以上になります。

山形委員 ありがとうございます。

武田委員 指導課長。

指導課長 お願いします。

ミニキーボードについてですが、小学校では1、2年生で鍵盤ハーモニカ、3、4年生でソプラノリコーダーを音楽で楽器として使っているんですが、今年1月に緊急事態宣言が発令された際に、国や県の通知に沿って松戸市でも歌唱や管楽器等を使用した活動は行わないというふうになりましたので、鍵盤ハーモニカやリコーダーが使えなくなりました。なぜかというところ、やっぱり呼気が排出されるため、歌はマスクをしていても多少排出される。鍵盤ハーモニカやリコーダーというのは、マスクを外して鍵盤ハーモニカの吹き口やリコーダーをくわえますので、呼気が出たり結露やだ液の付着が懸念されたりということで使用しないことにしました。

そこで、昨年度の3月補正でまずは全小学校に40台ずつ、これは現物です。これがミニキーボードなのですが、これを電池付で整備したところですが、ただ、まだコロナ終息の見通しがない今、やはり歌と楽器ができないと音楽の授業がなかなかできないという現状がありますので、子供たちの学びを止めないためにも、もう35台ずつを今回の補正予算で整備したいと考えております。数の根拠は今、1、2年生は1クラス、法で35人までと決められているからです。前回は故障も想定して40台だったのですが、今回もう1クラス分、35台を配置できますと1、2年生の各学年ごとに35台、40台がいきますので、授業の重なりも今までよりも考えなくてもよく、また、消毒の回数も減ると考えております。

以上でございます。

山形委員 ありがとうございます。

続けて、3、4年生はどんなふうに、リコーダーは使わないんですよ。

武田委員 指導課長。

指導課長 ごめんなさい、そのことを言うのを忘れていました。

今のところシフトは考えておりません。タンギングとって、鍵盤ハーモニカやリコーダーは楽器に適した息の使い方というのがありますので、今のところこちらへのシフトは考えておりません。緊急措置として考えております。

山形委員 ありがとうございます。

武田委員 ここにもコロナがあったのか。

山形委員 そうですね。

武田委員 ほかに何かございますか。

じゃ、私からちょっと1つ質問いいですか。

1番の先ほどキャンセル料の経緯について教えていただいたんですが、今、一旦徴収している状態でそれを返金されるという話ではなくて、まだこれから発生するものに対して、こういう仮定を想定しているということですか。だとしてキャンセルになった場合でも、代替案みたいなもので何かなさるといことになると思うんですけども、そういった場合はまた新たに予算組みをしてご父兄の方たちに通達して、また予算を組んでという形になるんでしょうか。すみません、ちょっと先のことになりましたが、もし分かればお願いします。

学務課長。

学務課長 今ご質問あったこととございますけれども、基本的には事前に修学旅行、林間学園につきましては保護者のほうが経費を積み立ててございます。ただ、これが延期等になった場合に、先ほどのあったキャンセルの期間によって企画料だけかかった場合、あるいは企画料に加え旅行開始の7日前に当たる日以前の解除の旅費20%かかる場合がございますが、そこで発生した保護者負担につきましては、全ての旅行行事が終わった後に、保護者が負担した取消料をこちらから償還払いで補助していくというような形でございます。ですので、一旦保護者のほうで積み立ててあるものからキャンセル料は支払われているんですけども、そこに市のほうとして補助していくというような形を取らせていただいているところです。

武田委員 修学旅行の代替案みたいなものが、恐らく何かしら企画されるということに対する経費みたいなものは、もし発生した場合はどういうふうにされるんですか。

学務課長 今のところ延期をするような形で代替措置が取られているんですけども、さらにこの後、延期したものがさらに旅行できなくなった場合に、例えば日帰りに変えるとか、そういった形の状況は発生するかもしれないんですけども。

武田委員 そのときは、また改めてということ。

学務課長 そうですね。はい。キャンセル料については払っていただいた後、発生したものについては補充していくという形。

武田委員 ありがとうございます。

ほかに何か。

そうしましたら議案第15号につきましては、ご質問、ご意見等はほかにはございませんでしょうか。

(発言の声なし)

武田委員 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第15号を採決いたします。

議案第15号について、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

武田委員 ご異議がないものと認め、議案第15号は原案どおり決定いたしました。

説明者の方、入れ替わってください。

議案第16号「令和4年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書の採択について」を議題といたします。

議事の進め方につきましては、まず初めに指導課長から令和4年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書の概要について説明をいただいた後、担当者から小学校及び中学校の個別の教科用図書の説明を行い、一旦小学校及び中学校の個別の教科用図書についての質疑及び討論を行います。その後、担当者から学校教育法附則第9条の教科用図書の説明を行い、質疑討論を行った後、採決をまとめて行いたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、概要についてご説明いただきます。

指導課長、お願いいたします。

指導課長 よろしく申し上げます。

議案第16号「令和4年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書の採択について」につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、19ページに記載のとおりでございますが、令和4年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書について、義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律第13条の規定により、去る7月13日に開催されました教科用図書東葛飾西部採択地区協議会にて小学校及び中学校用教科用図書が選定されましたので、地方教育

行政の組織及び運営に関する法律第21条に基づき、松戸市教育委員会として審議し採択していただくために提案いたします。

簡単に、本日までの経過をご報告申し上げます。

6月3日の教育委員会会議において、教科用図書東葛飾西部採択地区協議会の規約及び松戸市の令和4年度使用教科用図書の採択に関する方針について、確認、承認いたしました。

また、これに先立ち、5月12日、第1回教科用図書東葛飾西部採択地区協議会を開催し、地区の基本方針、規約等が確認されました。

また、7月13日に第2回協議会が開催され、採択地区における各教科書が選定されたところでございます。

協議会の内容ですが、令和3年3月30日付、文部科学省初等中等教育局教科書課長名による「令和4年度使用教科書の採択事務処理について」の通知から、小学校用教科用図書の採択につきましては、令和3年度は無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度と同一の教科書を使用しなくてはならないことに基づき、別紙1にあるように、令和2年度と同じものを使用することで全員一致の選定がされました。

次に、中学校用教科用図書につきましては、同じ通知の中に「令和2年度と同一の教科書を使用しなくてはならない」と示されています。つまり、本来であれば昨年度と同じ教科書を使用するはずでしたが、令和3年度においては自由社の「新しい歴史教科書」が1年遅れの昨年度に検定を経て、新たに発行されることになったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことが可能となりました。教科用図書東葛飾西部採択地区協議会での審議において、令和4年度用使用の中学校歴史教科書については、現在採択されている東京書籍と自由社の2社の教科書について選定を実施することとなりました。

協議会が委嘱しました専門調査員の報告と協議委員による審議を経て、投票により東京書籍の中学歴史教科書が選定されました。よって、令和4年度使用の中学校教科書は別紙2のように選定されました。

また、特別支援学級で使用される学校教育法附則第9条の規定による教科用図書については、毎年採択をすることになっておりますので、採択協議会が委嘱しました専門調査員の報告と協議委員による審議を経て、別紙3のように、学校教育法附則9条図書が選定されました。

この後、本市教育委員会会議において、本市の学校教育指導方針を踏まえ、小学校、中学

校用教科用図書並びに学校教育法附則 9 条本をご審議の上、採択いただきたく存じます。

なお、参考といたしまして、公正な採択に向けて、当教育委員会会議及び各市の採択会議は 8 月 31 日までは非公開であることが確認されました。また、教科用図書東葛飾西部採択地区協議会の選定結果は最大限尊重することとされており、本市採択に関する方針においても、原則同一の教科書を採択することになっております。

以上でございます。

武田委員 ありがとうございます。

それでは、小学校及び中学校の個別教科用図書についてのご説明をお願いいたします。

指導課指導主事 指導課指導主事の川口です。お願いします。

武田委員 よろしく申し上げます。

指導課指導主事 はい。

今回の教科用図書東葛飾西部地区協議会では、先ほど紹介ありましたとおり、社会科歴史分野からは 2 社紹介されました。どちらの書籍も造本は A B 判で重量、厚さは適切で扱いやすくなっています。また、どちらも章の初めに大まかな年表が掲示され、そこには小学校で学んだ人物や出来事が記載されていることから、系統的な学習を意識した構成になっています。

では、各出版社の特色についてご説明いたします。

1 つ目は、自由社です。

新しい学習指導要領への対応について、学習課題に対して「チャレンジ」で学びがより深められ、「調べ学習」などへの取組を通して「主体的・対話的で深い学び」の実現と情報活用能力を育むことができるよう工夫されています。内容は基礎基本の定着が図れるよう、多くのページに年表や地図を取り入れていて、主な出来事の順序や位置を確認することができるようになっています。

また、復習問題の取組から、「対話とまとめのページ」においてまとめがしやすくなっており、発展的な問いが設定されています。こちらの教科書には歴史的事象の背景や思想など、教員が伝えたいような情報が含まれています。それゆえに情報量が多いことや固定観念を生みやすいような印象があり、社会が得意な生徒向けの教科書のように感じます。

2 つ目は、東京書籍です。

新しい学習指導要領への対応について、中学校の地理、歴史、公民とのつながり、そして、教科横断的な出来事について分かりやすくマークがつけられています。また、各章のまとめ

活動において思考を整理するため、多様な思考ツールが提示されています。これらを活用することにより、主体的に思考・判断した内容を適切に表現する力を身につけることができるように工夫されています。内容は各章ごとに時代ごとの政治、人々の暮らし、文化という流れで構成されており、誰もが学びをしやすい内容になっています。

また、東京書籍にはQRコードからインターネットにアクセスできるようになっています。これには発展的な内容や調べ学習、横断的な学習など、深い学びの一助となるような資料が盛り込まれています。誰もが学習に取り組みやすいような内容にまとめられています。

記述について説明の仕方に違いが見られた場面の一つ、具体例を挙げさせていただきます。

それは、太平洋戦争についてです。教科書がお手元に……

（「お1人1冊しかない」「もう1回見ているからね。あれ、見ているよね」の声あり）

指導課指導主事 ある方は。

（「見ます」「見えています」「大丈夫です」の声あり）

指導課指導主事 自由社は236ページの「第2次世界大戦の始まり」という小単元の最後に、日本がアメリカと戦争を決意したという含みを持たせています。そして次のページ、238ページ、大東亜戦争という小單元では真珠湾攻撃から始まっています。自由社は、この戦争について名を大東亜戦争というように表現しています。戦争のきっかけをハル・ノートと呼ばれる文書を最後通告と受け止めたことから始まったと表記されています。そして、開戦から半年間の日本の勝利が目覚ましいものであったという流れの中で大東亜宣言が発せられるというような形でつなげられています。

一方、東京書籍は234ページ、「太平洋戦争の開始」という小單元では、当時の世界の背景が書かれています。そこから戦争へという流れがあり、そこで日本が取った行動が大東亜共栄圏の建設に向けてのものであったと表現しています。アジアの繁栄を目指した日本と、それを侵略行為と捉えた欧米との対立の末、戦争に至ったという構図が書かれています。この後の各地の戦いについては、事実のみ記載されています。

このことから、自由社は特に時系列や思想、感情を大事にしている、東京書籍は起承転結を分かりやすくまとめることに努めていることが分かります。それぞれの特色を把握した上で、生徒に力をより伸ばしていくことができるのかをどちらか考え、同地区の採択に至りました。

以上です。

武田委員 ご説明ありがとうございます。

小学校及び中学校の個別の教科用図書については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

質疑及び討論ございますでしょうか。

(発言の声なし)

武田委員 ほかにご意見等ありますでしょうか。

今回の採択、すごく珍しいケースだったということを前回のときにご説明いただいて、一旦全体の採択のときに東京書籍さんのほうのよかった点についてのご説明、中西委員はそのときは在員ではなかったとは思いますが、納得した上で、また、さらに自由社さんが今回新たな採択の権利を得たということでの再採択ということなので、ちょっと土俵の違いみたいなものもある中でのレアケースというか、初めてのことという流れですが、特段疑問点……

はい、中西委員。

中西委員 今のようなご説明をやっぱり具体例にさせていただくと、採択の理由が非常に分かりやすいと思いました。これまでもそういう形でやっているわけですか。

教育長 今おっしゃられたのはどの部分ですか。今の指導主事の説明。

中西委員 はい、そうです。

教育長 ああいう説明だと本の内容が分かりやすいということですよ。

中西委員 はい。

教育長 松戸市では、なるべくそういう形にというふうに、西部採択地区協議会でもなかなか難しいですけれども、でも、なるべくやっぱりその本その本の特徴が分かるように努めています。とはいえご存じのように県からの説明資料はほとんど差異がない表現であり、それに基づいて各教科の専門委員さんが違うものを仕上げてはくるんですが、やはり難しい部分があります。そういう部分については採択委員のほうでやはり分からないと投票できないので、もうどれだけ突っ込めるか、どれだけ専門委員の方から意見を引き出すことができるかというふうなところで頑張っているというか、それぞれの教科でそういう議論はなるべくあるようにしていますので、そういう意味では形式的ではなく、子供たちのために議論をどうやってできるかというところに努力しているつもりではいるんですけれども。

中西委員 この場でこれを全ての教科書でやったら、どれだけ時間がかかるのか分からないんですけども、いずれにしてもただやっぱりこういう形で説明を受けると、素人であって

もよく分かるということがあるので、できるだけこういう形を広げていけたらいいなというふうには私は思いました。

教育長 やはりそのあたりが難しいところで、ですから先ほど一番最初の請願にしても、もし公開されていたらなかなかそういうことはできないと思います。ということは最終的には子供たちのためになる公開なのかということですよ。

例えば例を挙げると昨年度の小学校の新しい教科書があります。全く新しくなって英語ががらっと変わった教科書会社がいっぱい出てきて、本当にいろんな意見があって、それを英語科の専門委員の方々はある程度本音でどれがいいとはいいませんけれども、どれにどういう特徴があるというのをやっぱりきちっと言われて、もう1年過ぎていますからあれですけども、現実には決戦投票になったというふうな経緯がありました。1回の投票では決まらなくて割れてしまって、やはりそれぞれ教科書の特徴を価値観は皆さん違うので意見が割れてしまって、もう1回上位で決戦投票ということでした。ですから西部も東部もこれまでの東葛の教科書採択については、皆さんの議論がきちんとあってそれを踏まえてのものが多い。教科によってはやはりある程度決まっちゃっているものもありますけれども、それはやっぱりいいところであるし、それをさらに伸ばしたいというふうには思います。

武田委員 伊藤委員。

伊藤委員 私も教科書の選定委員会に何回か参加させていただいて、非常に面白いなというふうに思いました。選定委員で入っておられる方の、かなりの数の方が現職の先生方が多いんです。学校の先生の立場から見ると、どうしてもやっぱり今まで使っていた教科書に慣れているので、今までのものをやめて新しい教科書にするというのは、なかなか難しい。実際先生方は使っているとほかの人がそういっても自分はこのように使っていて、こういうふうに愛着持ってというか、それなりに使いこなしているんで、やっぱりなかなか現状を変更するというのは非常に難しいのかなというので、特に去年の中学校の選定委員会ではそういうのをすごく感じました。教育長もかなり努力されていろんな新しいことを言われたりして、結局決戦投票も行って幾つか変更になったんですけども、やっぱり相当努力は必要かなと思いました。

あと、もう一つちょっと違う話なんですけれども、今のお話の中で聞いていて、今回は確かに出発点から何かおかしいところがありました。現在使っている東京書籍とあと今回新しく出された自由社のいずれかの選定は今年本当にやるべきなのかどうかというのがそもそも疑問があって、ただそれはクリアして、じゃ、やりましょうということで今回やったんで

すけれども、ただ、何となく不自然さは否めませんでした。

ただ、どちらを教科書として採用するかというところから見ると、それはやっぱりちょっといろいろ問題があって、今まさしくご指摘あったように第2次大戦で太平洋戦争をどういうふうに呼称するかということも含めて、それから最初目覚ましく戦果を上げたとして、いかにも戦争をしてよかったと感じ取られるような表現云々というような言い方をされたでしょう。そういう受け止め方、決して教科書にはよかったなんて書いてないわけです。ただ、流れからいって多分自由社の本は多分そういうことが頭に、背景にあってそういう表現になっているんだなというので、皆さんそう思っているわけなんです。それをほんの短い説明の中で、そういうふうにそれだけ取り上げて説明されたら、ああ、それはやっぱりそんな教科書はとっちゃ駄目だねとかみんなそう思ってしまう。専門調査員の方の説明にしても、ほんの1分か2分の間に説明するわけです。だからそれはなかなか難しく、また専門調査員の方がいろいろメモ書いてくれているんですけども、みんないいことしか書いていないわけです。

こういうところが不十分だとかこういうところはちょっと駄目ですか、そういうことを本来言ってほしいんだけど、それはちょっと言えないというような感じで、実際に口頭の説明もそうなので、だから専門調査員の話聞いてもなかなか判断しづらく、だからいずれにしてもやっぱり教科書の選択というのはものすごく難しいなという、あとになるとそういう一般的な常識というかこういう傾向の本だとか、やっぱり今まで使ってよかったのというような、そういうものがやっぱりあるので、どうしても現状維持というかそういうふう流されやすいなというふうに思いました。恐らくこういう難しさは今後も続いていくんだろうと思います。

教育長 そうですね。先ほど中西委員さんがおっしゃられたように、時間がすごいかかります。

西部採択地区の協議会は最後こうやって決めるときは1日です。朝から夕方まで本当にお疲れさんなんですけれども、ここ市教委でも最終確認といいますか、最終決定をするときも、6時7時ぐらいまでかかってしまいます。やっぱりそれぞれの教科を議論しますので。

山形委員 今の話もまとめて聞きながら、本当に子供たちのためにというところがすごく大きいと思います。新しい時代に向けての背景とかも鑑みながら、先ほど教育長が英語が新しくなったという話で、小学校は「Junior Sunshine」が採択されていて、でも、「New HORIZON」になっているんです。何か「Sunshine」ってすごく定番で、何となく自分たちも使ったようなのとか、ずっと何かこうある印象だったのが変

わっていくという大きな決断をしていかなきゃいけない時代であるとともに、何か歴史だけ突然ぽんと別の会社で、ほかの地理や公民やその社会科というものを捉えたときに、歴史だけを捉える研究者とは違って、今はグローバルにいろんなものを多角的に見て理解していくような子供たちが育っていかないと、特にプロフェッショナルみたいな、ぐっと深く、研究者ということもすごく必要だけれども、さきほど高等学校の「現代社会」が「公共」になったみたいな感じで、関連してそれこそ好奇心が拡散しているような時代背景の中で、もっと広く使うところというと東京書籍さんのほうが総合的に捉えて、社会というものを学んでいくというところがいいのかなと思います。小学校と中学校の関連性なんかも必要だったりするのかなと思ったりします。

今の子供たちって本当に学び方もどんどん変わっていくので、教科書を選ぶときもQRコードを見たことないようなものがありましたけれども、でも、QRコードついているからいいかといったらそうではなくて、それをきちんと活用できるかどうかは次の時点なので、その辺もこれから研究していくのかなというところを、毎年何か教科書を特に全部選ぶときはすごく勉強になるなと思って聞いておりました。

以上です。

武田委員 じゃ、私からもほんの少し。

中西委員が先ほどおっしゃったように、本当に現場の指導主事されている方、現場の教員の方のご意見というのは本当に改めて新しい認識を得るタイミングで、新たに教科書選定をするときにすごい大きい表をいつも頂いて、共通項のところをピックアップしてきちんと探してくださって、まず、ここを見てくださいというナビゲーションが書いてあるんですけども、それがとても助かります。正直に言うとも物すごい量なので、一定期間長くいただいて何度か拝見に伺うんですけども、2教科見たらへとへとというのが私の力量でして改めて見落としというのは期日が近づいてくるとチェックし易いです。やはりああいったものを頂くと本当に分かりやすく、希望としてはもう少し早くあの表を頂けて、もう1回見るチャンスを早めにいただくと、あのぎりぎりのつらさを味わわなくても、何か自分たちの中でもう少し理解が深められるのかなという希望はあります。

勝手なことをいって本当に申し訳ないんですが、本当に現場の声を聞いて時代感の違いというのを痛感することが一番多いです。私たちの時代の教科書はこうだったというのと、現場の教員のジェネレーションが自分の子供のような年齢の方たちが教えていらっしゃるわけで、全然変わってきていることの現実に自分自身がついていけないので、それを改めて

もう苦言で構わないので、こうですというふうにお伝えいただくと認識も変えられるのかなということ、遠慮なく忌憚なく言っていただけたほうが現場の現状が分かって、判断の一助になるかなというふうに思います。

あと、教育長がさっきおっしゃっていたようなことも本当しかりだなと思う中で、新しい教科がどんどん入ってくる中で新しい教科の捉え方です。いい悪いのジャッジって意外と見てできるんですけども、できるなんでおこがましいですね、主観的にはあるんですけども、そうじゃない私見として、学校運営の中で新教科をどういうふうにしたいというような意向みたいなものも、ついでに備考欄に書いていただいたりとか、そういう何ていうか私たちの知り得ない情報、現実の教育現場の情報みたいなものを、もし今度の教科書採択のときに私がいるかどうか知りませんが、願わくばそういう踏み込んだ意見をいただいても一向に構わないというか、それを見て否定的な意見を持つこともあるし、賛同的な意見を持つこともあるしというところで、ぜひ負担が多くなることを承知の上でお願いしたいと思います。

ほかに何かご意見あれば。

山形委員 ありません。

武田委員 ほかにご意見等ないようでしたら、それでは続けて学校教育法附則9条の教科書用図書についてのご説明をお願いいたします。

教育研究所担当者の方から。

教育研究所指導主事 教育研究所指導主事、佐野です。

特別支援教育の教科書用図書について説明させていただきます。よろしくお願いたします。

特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の教科書につきましては、文部科学省検定済み教科書の当該学年用または文部科学省が著作の名義を有する教科書を使用するのが原則ですが、児童生徒の実態によりそれらを使用することが適切でない場合は、当該児童生徒が属する学年よりも下の学年の教科書を使用することができます。また、学校教育法附則第9条の規定による一般図書から選択することができます。

文部科学省が著作を有する教科書、通称星本と呼ばれるものについてですが、小学校低学年用、中学年用、高学年用、中学生用がございます。松戸市内の小学校で4校、中学校では10校で使用している状況です。学校教育法附則第9条の規定による図書は、文部科学省初等中等教育局通知により毎年異なる図書を採択することができます。これらは特別支援学校及び小中学校の特別支援学級において特別な教育課程による場合で、当該学校、当該学年用の

教科書を使用することが適当でない場合において、文部科学省初等中等教育局教科書課作成の一般図書一覧から図書の内容、組織配列、表現、造本等について特別支援学校及び小中学校の特別支援学級の児童生徒の実態に応じた、適切なものであると認められる場合について採択されるものです。

令和４年度使用の学校教育法附則第９条の規定による一般図書一覧には、新たに３冊の図書が選定されております。順番に説明させていただきます。

まず、「こえでおぼえるごあいさつえほん」については、カラフルなイラストや音の出るスイッチを使用することで視覚、聴覚両方を活用して学習することができ、日常生活に必要な１０種類の基本的な挨拶が取り上げられています。音と操作で児童生徒の興味関心を喚起でき、意欲にもつながる工夫がされています。また、挨拶の場面がポップアップの仕掛けやイラストで表現されているので、場面がつかみやすくなっています。

続きまして、「ＣＤ付き英語カードあいさつと話しことば編」については、身近な会話表現が１つのカードにつき１つの表現で書かれています。表面には英語の会話表現が紹介され、裏面には大きく書かれた英語と日本語訳が書かれています。また、カードの発音のＣＤがついており、実際の発音を聞くことができ学習意欲の向上にもつながります。児童生徒の実態に応じて配列や提示がしやすくなっております。

最後、３冊目です。「漢字がたのしくなる本ワークあわせ漢字あそび」では、日常生活でよく使用する漢字が取り上げられており、漢字の組立てを学ぶことで楽しく漢字の学習に取り組める内容となっています。漢字の成り立ちから漢字の知識が身につくように、系統的に配列されています。また、漢字を理解する上での手助けとなるよう、分かりやすいイラストも描かれています。

令和４年度使用の学校教育法附則第９条の規定による一般図書一覧にある新規の３冊につきましては、いずれも特別支援学校及び小中学校の特別支援学級における児童生徒用の教育に適した内容であると認められます。

なお、松戸市内の小中学校では、学校教育法附則第９条の規定による一般図書は現在使用していません。

以上で終わります。

武田委員 ありがとうございます。

学校教育法附則第９条の教科用図書については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

何かご意見等ございましたら。

実際に今は使っていらっしやらないという説明がありましたけれども、必要に応じて逆に一般の特別支援学級ではなくて、学校のほうとかでお使いになるケースがあるというふうに以前説明をお受けしたと思いますが、特にご質問等ないようでございますので、これより議案第16号についての採決をいたします。

議案第16号について、原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

武田委員 ご異議がないものと認め、議案第16号は原案どおり決定いたしました。

以上で秘密会を終了いたします。

関係職員及び傍聴人の入室を許可いたします。

(関係職員等入室)

武田委員 関係職員等の入室はよろしいでしょうか。

議案第15号及び議案第16号につきましては、原案どおり決定いたしましたことを報告いたします。

本日の予定していた議題は以上です。

それでは、議事進行を教育長にお戻しいたします。

教育長 はい、お疲れさまでした。ありがとうございました。

それでは、ほかに事務局もよろしいですか。

(「はい、大丈夫です」の声あり)

教育長 それでは、次回の教育委員会会議の日程についてです。

次回の教育委員会会議は、令和3年9月22日の水曜日午前9時30分より、こちら5階会議室で開会してはどうでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、確認いたします。

令和3年9月定例教育委員会会議は、令和3年9月22日水曜日、午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、令和3年8月定例教育委員会会議を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉会 午後 4時55分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員